

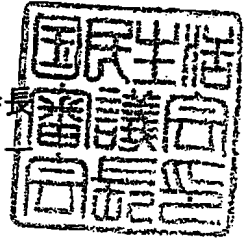


資料3

府国生第404号
平成17年3月31日

消費者政策会議会長
内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿

国民生活審議会会長
落合 誠



「消費者基本計画の案」について（答申）

平成17年3月31日付け府国生第379号をもって当審議会に諮問のあった標記については、消費者基本法の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

なお、本審議会は、政府が標記計画を推進するに当たって、別紙の点について十分留意することを要望する。

(別紙)

消費者基本計画の推進に当たっての要望

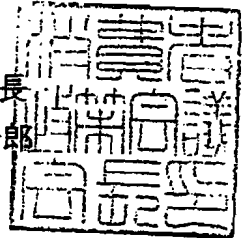
1. 消費者基本法で消費者政策の基本理念として定めている「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立支援」を具体化していくことは、国民が安心して充実した暮らしを営むことができる社会を築く上で重要な課題である。これを踏まえ、政府は、消費者契約の適正化、安全の確保、消費者教育の推進等のための施策に積極的に取り組んでいくこと。
2. 今般取りまとめられる消費者基本計画は、同基本法に基づき初めて作成されるものであり、政府全体として同計画を強力に推進していくこと。その際、内閣府は、リーダーシップを十分発揮し、本計画を強力かつ効果的に推進すること。また、関係省庁においても、消費者の視点から消費者政策を強力に推進する専門の部署の整備・充実を図ること。
3. 本計画の実効性を確保していく上で、消費者政策会議が毎年行う検証、評価、監視は極めて重要である。当審議会としても積極的な役割を果たしていく所存であるので、その意見を十分に踏まえ、検証、評価、監視に当たること。

(参考)

府国生第379号
平成17年3月31日

国民生活審議会会長
落合 誠一 殿

消費者政策会議会長
内閣総理大臣 小泉 純一郎



「消費者基本計画の案」について（諮問）

消費者基本法（昭和43年5月30日法律第78号）第27条第3項
の規定に基づき、別添の消費者基本計画の案について、貴審議会の
意見を求める。